

稻作生産情報第3号

平成30年5月10日
青森県「攻めの農林水産業」推進本部

きめ細やかな温度管理で健苗を育成しよう！
田植えは天気の良い日を選んで行い適期内に終えよう！
水管理は、日中止水・夜間かんがいの基本を守ろう！
農作業事故の発生には十分注意しよう！

<育苗管理>

- 1 丈夫な苗づくりのため、天候に合わせたきめ細やかな温度・水管理に努める。田植え5～7日前から、降霜や強風が予想される時以外は、夜間もハウスやトンネルを開放して外気に慣らす。
- 2 田植え前に苗の葉色が淡くなった場合は、苗質の低下を防ぐため、1箱当たり硫安5g（窒素成分で1g）を水500mlに溶かして追肥する。追肥後は、肥料ケを起こさないよう葉が乾く前にかん水して肥料分を洗い流す。
- 3 徒長軟弱気味に育った苗は、代枯れ防止と活着促進のため、田植え直前にアビオン-Cの200倍液を1箱当たり200ml茎葉散布する。

<本田作業>

- 1 代かき
代かきは、田面に高低差が生じないように行う。特に、生わら鋤込み田や田畠輪換田等の作物残渣がある水田では、残渣を土中に鋤込むため、浅水で代かきを行う。
- 2 田植え
 - (1) 田植えは、日平均気温が13℃以上となる時期を目安に、温暖な日を選んで行う。
 - (2) 中苗の1株当たり植付本数は3～5本、苗箱の使用数は10a当たり35箱を目安とする。
 - (3) 栽植株数は、生育の安定や食味の向上を図るため、津軽地域で3.3m²(1坪)当たり80株、県南地域では同90株を目安とする。
 - (4) 深植えすると、活着や分けつの発生が抑制されるので、植付けの深さは3cm程度とする。
 - (5) 田植えは、生育が遅れ葉齢が3.5葉に達していない場合でも、天気の良い日を選んで行い5月25日頃までに終了する。
- 3 水管理
 - (1) 苗の活着促進と早期の茎数確保のため、日中止水・夜間かんがい（夕方又は早朝に入水）の基本を守り、掛け流しは行わない。
 - (2) 生育を促進するため、温暖な日は2cm程度の浅水で管理して水温の上昇を図り、低温の日は苗が冠水しない4～5cm程度のやや深水で保温する。

(3) 冷水が入る水田では、温水田の設置やポリチューブの使用等により水温の上昇を図る。ポリチューブの水の出口は7～10日ごとに移動して冷水による影響部分を分散させる。

(4) 田面に高低差があり、苗が水没したり、田面が露出するような水田では、畦畔板(アゼシート)等を使用して水深を調節する。

(5) 漏水を防止するため、水田の見回りを徹底し、漏れの原因となるネズミ穴などの補修を行う。

4 雑草防除

(1) 除草剤は、前年発生した雑草を考慮して選定し、使用基準を守って使用する。一発処理除草剤(SU系)を連続使用している水田で、前年にアゼナ類やホタルイ類が特異的に残ったほ場では、これらの雑草に抵抗性が生じたことが考えられるので、SU抵抗性雑草に有効な成分を含む除草剤に変更する。

(2) 一発処理剤は、効果のある雑草の種類やその葉齢等を十分に把握し、使用量と使用時期を守り散布する。

(3) 体系処理で除草する場合は、ほ場の残草や発生状況に応じて体系を選択する。なお、除草剤の各含有成分の総使用回数を超えないようとする。

(4) 除草剤散布後の水管理は、除草効果の維持と水質汚染防止のため、散布後7日間は落水や掛け流しは行わない。

(5) 畦畔や農道の雑草に除草剤を処理する場合は、風の弱い日に行い、水稻や転作作物へ飛散しないようにする。

<水田において使用される農薬における止水期間の遵守の徹底について>

(平成23年10月農林水産省通知)

水田で農薬を使用する際は、以下の点を遵守する。

① 農薬のラベルに記載されている止水に関する注意事項を確認し、内容を遵守する。

また、止水期間における農薬の流出防止のため、畦畔の整備などの必要な措置を講じる。

② 水稻の移植前に使用できる農薬については、農薬のラベルに、使用時期が「植代時から移植4日前」とされているものであっても、河川等への流出を低減するため、使用時期は植代時から移植7日前までとし、移植6日前以降には使用しない。

<病害虫の防除>

1 いもち病

例年いもち病が発生する地域などでは、次のいずれかにより葉いもちの予防防除を行う。

なお、補植用苗は、ほ場に放置したままにしておくと、いもち病の発生源となるので、補植が終わったら直ちに処分する。

(1) 育苗箱処理

薬剤の使用方法と施用時期を守り、適切に処理する。

(2) 側条施用

ペースト肥料用の側条施肥田植機を使用し、田植え時にペースト肥料と薬剤を混和して施用する。

(3) 水面施用

6月20日前後から6月末までに、施用量を守り湛水状態で散布する。

2 イネミズゾウムシ

(1) 例年発生の多い水田や他の害虫と同時防除を必要とする場合には、薬剤の育苗箱処理又は側条施用（ペースト肥料用の側条施肥田植機で施用）を行う。

(2) 田植時の予防防除を実施しないで、発生程度に応じて防除する水田では、食害株率が次表の基準を超えた場合には、水面施用剤による本田防除を行う。薬剤散布は湛水状態で行い、散布後一週間程度止水をする。

調査時期	食害株率
5月第6半旬	6.2%
6月第1～2半旬	8.2%

なお、食害株率の調査は、畦畔から中央に向かって2mぐらい入った地点から1ほ場当たり2か所を各25株の合わせて50株以上調査する。

3 イネドロオイムシ

(1) 例年発生が多い水田では、田植え前までに育苗箱施用又は側条施用の薬剤を使用するか、5月第6半旬から6月上旬に水面施用剤を散布し、イネミズゾウムシと同時防除を行う。

(2) 田植え後の発生が多く、イネミズゾウムシとの同時防除を行っていない場合には、ふ化最盛期の6月第4半旬から第5半旬に防除する。

4 斑点米カメムシ類

カメムシ類の生息地となる畦畔のイネ科雑草は、開花・結実する前に刈り取る。

<農薬の飛散防止等>

(1) 基準値を超える農薬が検出された場合、その農産物は販売禁止となるため、農薬の散布は、風の弱い日や時間帯を選び、散布の方向や位置に気をつけるなど、対象とする農作物以外に飛散（ドリフト）しないようにする。

(2) 育苗跡地で野菜等を栽培する場合は、育苗箱用の農薬処理を育苗ハウス外で行うか、ハウス内で行う場合はビニールシートなどの無孔シートを使用するなど、農薬が土壤に浸透しない対策を行う。

(3) 農薬の使用量、濃度、使用時期、使用回数などの使用方法を守り、ほ場ごとに使用記録をつける。

<農業機械による事故の防止等>

これから農作業が本格化し、農業機械や農薬による事故が多くなることから、県では「春の農作業安全運動」及び「青森県農薬危害防止運動」を展開しています。次により事故防止に努めましょう。

- 1 農業機械の始業、終業時の点検・整備を徹底する。また、点検の際は、エンジンを止めて行う。
- 2 代かき作業後などに道路を走行する場合は、トラクターの方向指示灯や反射灯等の汚れを落としてから走行する。
- 3 田植えは、作業時間が長く疲労が蓄積しやすいので、事故につながらないよう適度に休息をとりながら実施する。

春の農作業安全運動を展開中です（4月1日～5月31日）

- 1 高齢者の事故多発！農作業は、焦らず、急がず、慎重に！
- 2 ほ場への出入りや傾斜地は要注意！トラクターには安全フレーム等を装着し、転落・転倒を防ごう！
- 3 機械点検時には必ずエンジン停止！機械への巻き込まれに注意！

~~~~~「県産米7・8・9作戦」の展開~~~~~

玄米たんぱく質含有率7.0%以下(乾物換算)、整粒歩合80%以上、1等米比率90%以上のブレのない米で、買ってもらえる米づくりを進めよう！



連絡先 農産園芸課稻作振興グループ
県庁内線 5074、5075
直通 017-734-9480

- ◎ 次回の稲作生産情報の発行予定は6月20日です。